

情報端末利用規則

愛知県立東海商業高等学校

1 概要

令和3年度から、商業科全生徒に対し一人一台タブレットが貸与され、ICTを活用した学習活動の充実が求められている。

教科を問わずさまざまな学習場面でICTを活用することで、情報活用能力を育成し、主体的・対話的で深い学びにつなげ、生徒の資質能力を高める学校教育を推進するため、一人一台タブレットの利用規則を定め運用する。

2 貸与されるタブレットについて

- (1) 卒業時に返却するため、大切に扱うこと。
- (2) 教科書等と同様に学習道具として使用すること。
- (3) タブレットは毎日必ず自宅へ持って帰ること。
- (4) 自宅で確実に充電すること。
- (5) 各種ID・パスワード等は、絶対に他人に知られないよう管理し、他人に使用させないこと。
- (6) 学習に不要なアプリケーションやサイトを利用しないこと。
- (7) 管理用シールを剥がさないこと。
- (8) 機器の故障、紛失及び盗難被害に遭った場合は、速やかに申し出ること。状況により、費用負担が生じる場合がある。

3 録音・写真および動画撮影と情報発信について

- (1) 写真や動画は、教育活動（学習活動・部活動等）に関わるもののみ記録してよいこととし、他人の写真や動画等を本人の許可なく記録しないこと。
- (2) 許可なく、学校情報（授業や行事、部活動など学校での活動に係るすべて、先生や生徒に係るすべて）の漏洩や他人への送信、SNS等への書き込みや掲載、音声や動画等の配信をしないこと。

4 校内での利用について

- (1) 学習以外の情報を検索したり、動画を視聴したりしないこと。
- (2) 教室を移動する際は、保管庫に収納し施錠すること。
- (3) 他人のタブレットを勝手に触らないこと。また、自分のタブレットを他人に使用させないこと。
- (4) 私物のペンやマウスを持ち込んで使用することは許可するが、その取り扱いには十分に気をつけること。
- (5) 校内ネットワークに接続するための情報を漏洩しないこと。

5 校外での利用について

- (1) 登下校中は使用しないこと。
- (2) 学校と家庭での使用を原則とするが、やむを得ず学校・家庭以外に持ち出す際は、学校の許可を得るとともに、紛失や盗難に十分注意すること。
- (3) 生徒本人以外が使用することがないようにすること。

6 指導対象となる行為について

- (1) 他人の個人情報を盗み出す行為や、著作権・肖像権を侵害する行為、他人のIDやパスワードを利用した不正アクセス等、法に反する行為。
- (2) 校内外で撮影した個人が特定される（制服、部活のユニフォーム等）写真や動画を、SNS等のインターネット上に掲載、また、他人を誹謗中傷する発信行為。
- (3) 目的外の使用。
- (4) この情報端末利用規則に違反する行為。
- (5) 教育上指導が必要と判断される行為。
- (6) 故意に破損したと判断される行為。

附 則

- (1) この規則は令和3年度から適用する。

令和3年4月1日 制 定